

区会(自治会)に加入しませんか?

問 市民活動課

皆さんは、区会(自治会)に加入していますか?

区会とは、同じ区域に住む皆さんの連帯により、その地域の課題を解決したり、地域の皆さん相互の親睦を図るなど、より良い地域社会をつくるために組織された任意の団体です。

市内には多くの区会があり、それぞれが親睦、美化、防犯、防災などの活動に積極的に取り組んでいます。縁あって同じ地域に住むことになった人たちと親睦を図り、活動を共にすることは、毎日の暮らしに潤いを与え、いざというときの大きな支えとなることでしょう。

区会に加入したい方は、地域の区長または班長に申し出てください。なお、区長・班長が分からないときは、近所の方に教えてもらうか、市民活動課までお問い合わせください。

~区会の主な活動~

安全・安心のために 「防災・防犯活動、交通安全活動」

- ・危険箇所の確認と情報提供
- ・防犯灯の管理
- ・防犯パトロール など



くらしの情報 「地域情報活動」

- ・行政情報の配布・回覧
- ・地域住民の要望取りまとめ
- ・区会広報紙の発行 など

きれいなまちのために 「環境美化活動」

- ・ごみ集積所の管理
- ・道路や公園などの清掃
- ・街並み美化活動 など

健康で楽しく暮らすために 「コミュニティ活動」

- ・文化活動
- ・お祭りなどの年中行事
- ・ボランティア活動 など

新中学生の小児マル福受給者の方へ 4月1日から小児マル福受給者証が更新されます

申・問 医療年金課医療福祉係〔住所は紙面下参照〕

3月下旬に新しい受給者証を送付します。届いた受給者証の記載内容を必ず確認してください。

なお、茨城県の所得制限内に該当する方(県制度対象者)は、【入院のみ有効】・【外来のみ有効】と記載された2枚の受給者証が交付されます。茨城県の所得制限を超過する方(市制度対象者)は、これまでと同様に、入院・外来ともに使用できる1枚の受給者証を交付します。

つくば市が発行する小児マル福受給者証

	県の所得制限内に該当する方(県制度対象者)	県の所得制限を超過する方(市制度対象者)
0歳～小学6年生	白色の受給者証(1枚) 入院・外来ともに使用可能	緑色の受給者証(1枚) 入院・外来ともに使用可能
中学1～3年生	白色と緑色の受給者証(各1枚) 白色:入院のみ使用可能 緑色:外来のみ使用可能	緑色の受給者証(1枚) 入院・外来ともに使用可能



お子さんの健康保険証と受給者証の記載事項が合っているかを必ず確認してください

送付した受給者証は、平成29年3月1日現在で、市が把握している健康保険証の情報を基に作成されています。現在の健康保険証の情報と異なる場合がありますので、必ず確認してください。

記載事項が現在の健康保険証と異なる場合は…

変更の届け出が必要です(郵送可)

必要書類など ▷新しい健康保険証▷マル福受給者証▷認め印

受付窓口 ○医療年金課(市役所1階)
○各窓口センター

郵送届け出 「医療福祉費受給資格等変更届」(市ホームページに用意)に必要事項を記入し、新しい健康保険証のコピーとマル福受給者証を添付して、医療年金課に送付してください。

届け出内容を確認後、新しいマル福受給者証を郵送します。

マル福受給者証見本

※受給者証の色は、緑色または白色です

福 医療福祉費受給者証		
公費負担者番号		
受給者番号		
被保険者記号等の 記号及び番号	(記号部分)	
保険種別		
保険者番号	(番号部分)	
受 給 者	住 所	
	氏 名	
生年月日	年 月 日	
有効期間	(期間部分)	
つくば市		
交付年月日	年 月 日	

上段が健康保険証内に記載されている「記号」、下段が「番号」です。
※健康保険組合によっては、「記号」がない場合もあります

健康保険証内の保険者コードまたは
保険者番号です。
※主に6桁または8桁の数字です

今回の受給者証の有効期間です。
次の誕生月末までとなっています。
※ひとり親マル福・重度心身障害者
マル福は6月30日まで

利用区分です。
(例)【入院のみ有効】【外来のみ有効】
※空欄の方は、入院・外来の両方で
使用できます

サウンディング型市場調査(上郷高校跡地)を実施します

上郷高校跡地約7haについて、民間活力導入による有効活用を検討するため、サウンディング型市場調査を実施します。詳細は市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



※サウンディング型市場調査とは…

市有地などの有効活用に向けた検討に当たり、活用方法について民間事業者から広く意見・提案を求め、対話(サウンディング)を通じて市場性などを把握する調査のこと

日時 3月21日(火)～24日(金)

場所 ○市役所2階会議室(3月21日(火)・22日(水))
○つくば市東京事務所(3月23日(木)・24日(金))

対象事業者 跡地利活用の実施主体となり得る法人または法人のグループ(営利・非営利を問いません)

申込方法 「エントリーシート」(市ホームページに用意)に必要事項を記入し、3月10日(金)までに郵送、FAX、Eメールで

申・問 大規模未利用地活用推進室〔住所は紙面下参照〕FAX029(868)7625 E-mail:p1n130@info.tsukuba.ibaraki.jp(渋谷・鳥飼)